

藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について
藤沢市立学校教職員服務規程を次のように改正する。

2015年（平成27年）3月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日

提案理由

この規程を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会の制度等が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要による。

藤沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 井上公基

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程

藤沢市立学校教職員服務規程（平成26年藤沢市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「藤沢市教育委員会委員長」を「藤沢市教育委員会教育長」に改める。

附 則

この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行する。

藤沢市立学校教職員服務規程(平成26年教育委員会訓令甲第2号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(服務の宣誓)</p> <p>第2条 職員(任用期間の定めのある職員を除く。以下この条，次条，第6条において同じ。)は，藤沢市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年藤沢市条例第13号）に基づく服務の宣誓を，人事異動通知書の交付を受けた後，<u>藤沢市教育委員会教育長</u>の面前で行うものとする。</p>	<p>(服務の宣誓)</p> <p>第2条 職員(任用期間の定めのある職員を除く。以下この条，次条，第6条において同じ。)は，藤沢市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年藤沢市条例第13号）に基づく服務の宣誓を，人事異動通知書の交付を受けた後，<u>藤沢市教育委員会委員長</u>の面前で行うものとする。</p>